

最終更新日:2009年10月28日

## 中小企業投資機構株式会社

代表取締役社長 黒澤 明宏

問合せ先:取締役 管理本部長 鈴木 伸治(Tel 06-7732-7892)

証券コード:2318

<http://www.sme-investment.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社は、企業の実質的所有者であり、統治の権限を有する株主により選任された取締役が、株主及び当社グループの多様なステークホルダーの利益のバランスを考慮した経営を行うことが重要であると考えており、かかる考え方のもとにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、監査役の監督機能の強化、独立性の確保を実現するとともに、毎月2回の定例取締役会に加え、必要に応じて適宜取締役会を招集し、十分な議論の上に迅速な意思決定や情報の伝達を行い、併せて意思決定過程や権限の明確化など、社内牽制制度の充実を図っております。また、重要な経営課題に関しましては、取締役会の決議を行うにあたって内部、外部を含め何段階ものチェックが行われる体制を構築し、コーポレート・ガバナンスを強く意識した措置を講じております。さらに、情報開示面においては、会社の情報に関する適時開示を遂行するとともに、IR活動を積極的に推進し、個人投資家やアナリストに対し、会社説明会等において経営方針や業績に関する開示を積極的に行っております。

当社は、会社法第2条第15号に定める社外取締役を2名有しております。当該社外取締役につきましては、各月2回の定例取締役会に出席の上、業務の執行にあたる役職員とは異なった立場から意見、アドバイスをいただいております。コーポレート・ガバナンス上有効な牽制として機能しております。また、当社監査役3名のうち、その過半数は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、対外透明性を担保したうえで、独立した立場からの取締役の職務の執行の監査を通して、コーポレート・ガバナンスの実をあげております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
KENNIX HOLDING LIMITED	677,880	8.69
中小企業信用機構株式会社	613,496	7.86
中小企業支援機構株式会社	613,496	7.86
中小企業保証機構株式会社	613,496	7.86
中小企業IT支援機構株式会社	613,496	7.86
中小企業人材機構株式会社	613,496	7.86
中小企業管理機構株式会社	613,496	7.86
中小企業信販機構株式会社	245,398	3.14
中嶋 豊次	110,546	1.41
ミレニアムストーン投資事業有限責任組合	66,312	0.85

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	7月
業種	卸売業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

## 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
浜野 幸也	他の会社の出身者					○			○	
田中 謙吏	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
浜野 幸也	株式会社店舗バンク 代表取締役 株式会社ビスモプラッツ 代表取締役 株式会社コムネットバンク 代表取締役	業務の執行にあたる役職員とは異なった立場から意見、アドバイスをいただくため
田中 謙吏	中小企業信用機構株式会社 取締役	業務の執行にあたる役職員とは異なった立場から意見、アドバイスをいただくため

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役2名は、平成21年10月に選任されてから月2回の定例取締役会に毎回出席し、異なった立場から意見、アドバイスをいただきます。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人との間で適宜情報を交換するなど、相互の連携が図られています。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

平成18年5月より内部監査室を設置し、専任のスタッフを充て、内部監査担当部門として、同室が社内各部署に対し、定期的に事業活動の適法性、適正性、課題の抽出、改善策の実施状況等を検証しております。また、オブザーバーとして監査役も出席し、その監査の結果ならびに見解を代表取締役へ直接報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
森田 直實	他の会社の出身者								○	○
中野 陽一	他の会社の出身者					○			○	
檜垣 均	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
森田 直實	——	常勤監査役として業務の執行とは異なった視点から監査の実をあげるため
中野 陽一	中小企業監査機構株式会社 業務推進役	経理、財務上のチェックや財務・決算関連において有効なアドバイスを得るため
檜垣 均	NISグループ株式会社 監査役 中小企業監査機構株式会社 監査役 株式会社アガスタ 監査役	コンプライアンス、ガバナンス、内部統制において有効なアドバイスを得るため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

法令に定める監査役の数に達しない場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在のところ、通常の役員報酬で対応しているため、ストックオプションなどのインセンティブは実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は社内取締役及び社外取締役の別に報酬総額を開示しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役につきましては、月2回の定例取締役会に出席の上、業務の執行にあたる役職員とは異なった立場から意見、アドバイスをいただき、コーポレート・ガバナンス上有効な牽制として機能していきます。また、社外監査役につきましては、独立した公正な立場から取締役の職務執行を監査していただき、当社の財務・経理上のチェックや監査役がオブザーバーとして参加する社内監査において、経理・財務、組織論等多様な面から有効なチェック、アドバイスをいただきます。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

代表取締役と各部門長は、月1回開催される経営会議において業務の執行状況の報告、検討を行い、経営会議に出席する監査役は適時、質疑、問題点の指摘、アドバイスをいただきます。また、投資判断等の経営上重要な事項については取締役会における決議に先立って、第三者による株価算定、企業評価、相手先企業のトップ面談など、何重ものチェックを経た後に取締役会にて意思決定を行う体制を構築しております。また、その評価方法において標準化、数値化を行っており、客観的で透明な意思決定過程の構築を進めております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第6回定時株主総会より株主名簿管理人が運営するインターネットによる議決権行使システムを利用実施

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	_____	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を適時開催し、また依頼に応じてOne on Oneでのミーティングも適宜開催していきます。	あり
IR資料のホームページ掲載	資料掲載	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については代表取締役社長が自らこの任にあたり、この実務担当部署として経営企画部がこれにあたります。IR担当は、取締役管理本部長がこれにあたっております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	特に規程は作成していませんが、コーポレート・ガバナンスの一環として、その基本的考え方として多様なステークホルダーの利益バランスを考慮した経営を行うことを謳っております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役の職務の執行の適法性を確保するための牽制手段として、当社と利害関係を有しない社外取締役が原則2名在籍する体制を堅持する。また、監査役会を構成する監査役3名は、その過半数を社外監査役から構成する体制を堅持するものとし、対外透明性を担保したうえで、取締役の職務執行に係る監査の実をあげることにする。

また、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を確保する体制を堅持する。

また、当社及び子会社（関係会社含む）のコンプライアンスを横断的に統轄する会議体として、人事総務部長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。

当該コンプライアンス委員会は、外部有識者である弁護士等の専門家と提携しながら、社内のコンプライアンスに対する重要な問題を審議し、コンプライアンスに関する社内の教育、意識啓発を行うものとする。

各部署のコンプライアンスに対する取り組み状況については監査役室がコンプライアンス委員会と連携の上これを監査し、定期的に取り締り報告及び監査役会に報告を行うものとする。

なお、現在法令違反等に関するホットラインは特に設けていないが、速やかにこれを設ける予定である。また、ホットラインの設置以前でも社内においてコンプライアンス上重大な違反行為が行われ、または行われようとしている事実を発見した場合は、コンプライアンス委員長、監査役会または監査役室に匿名で通報できること、会社は当該通報者に対して不利益な扱いを行わないこと等を定めた行動規範を速やかに制定するものとする。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、人事総務部長をその責任者として任命し、人事総務部長は当社文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する（以下、文書又は電磁的媒体に記録された職務執行に係る情報を総称して「文書等」という）。

取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

文書管理規程の改廃は、人事総務部長が発議し、取締役会の決議をもって行う。

また人事総務部長は、下記の文書等については、必要な記名・捺印等がなされたことを確認の上、当社文書管理規程に基づき、文書として関連資料とともに最低10年間保存するものとする。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 経営会議事録
- (4) 稟議書
- (5) 契約書
- (6) 会計帳簿及びその関係書類
- (7) 官公庁等に提出した書類の写し
- (8) その他文書管理規程に定めた書類

### 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は投資を行う際の投資可否判断、投資額の決定を経営的な重要事項として位置づけ、第三者による株価算定書の入手、株価算定委員会における企業評価、投資候補先企業トップとの面談等複数のステップで十分な議論を行った後に取締役会における決議を行うものとする。

その他経営上考えられるリスクについては、リスク管理規程をすみやかに制定し、当社及び子会社（関係会社含む）のリスクを横断的に統轄する会議体として、内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。

当該リスク管理委員会は、外部有識者である弁護士等の専門家と提携しながら、社内のリスクに対する重要な問題を審議し、リスク管理に関する社内の教育、意識啓発を行うものとする。

リスク管理委員会は当社及び子会社（関係会社含む）のリスクの総括的な管理、リスク管理体制の明文化を図ることとする。また、各部署のリスク管理状況の監査にあたり、その結果を取締役会ならびに監査役会に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を月2回開催し、重要事項の審議、決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等において、当社及び子会社（関係会社含む）の迅速かつ透明な意思決定を行う。

また、代表取締役は、当社及び子会社（関係会社含む）に対し、事業目標、事業モデル等当社及び子会社（関係会社含む）が共有すべき考え方を説く機会を頻りに設け、その徹底を図ることにより、全社員が進むべき方向性を示すものとする。それに基づいて各事業年度期初に事業計画を立案し、各事業ユニットの達成すべき目標、売上高、コスト等の数値目標が示され、それらの進捗状況については、経営会議において月次ベースで報告、分析、フィードバックを行うことにより、業務の効率性を確保する体制を構築するものとする。

さらに当社の事業目標や事業モデルについては、投資家をはじめとした多様なステークホルダーの理解を得ることで業務が効率的に運営できるよう、代表取締役自らがIR活動や対外活動を積極的に実施し、その浸透を図るものとする。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社各社の社長及び取締役は、それぞれの会社につき法令遵守体制、リスク管理体制の確立及び運用につき、その権限を有し、責任を負う。各子会社の社長は、必要に応じて定例の当社経営会議に出席し、収益状況、事業の推進状況とともに、法令遵守やリスク管理上の問題点について報告を行うものとする。

子会社に関する会計的な事項及び事業推進上の事項については当社財務経理部が総合的に管理し、これらに関する問題点があれば、遅滞なく当社代表取締役、取締役会、監査役会に対する報告を行い、対策を講じる体制が構築されており、今後も当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制につき、さらなる充実を行うものとする。また、内部監査を担当する監査役室は、その監査対象を当社に限定せず、当社及び子会社（関係会社含む）全体を対象とし、内部監査計画に基づいて定期的に各子会社（関係会社含む）に対する内部監査、ヒアリングを実施し、必要に応じて内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行うものとする。

### 6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役会を補助する組織として監査役室を置き、システム監査も含めた内部監査に通曉した使用人2名を配し、監査役による取締役の職務執行の監査の補助、子会社（関係会社含む）を含めた内部監査の実施等を行っている。当該内部監査スタッフの異動、懲戒については、人事総務部より監査役会に事前に報告し、同意を得るものとする。

監査役室が内部監査を担当する際には、当該業務について取締役等からの指揮命令を受けず、その報告は代表取締役と監査役会に直接行われるものとする。

### 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役は監査役会に対して、会社法に定める事項に加え、当社または子会社（関係会社含む）に重大な影響を及ぼす事項、経営上重要な事項について、すみやかに報告を行う。

また、コンプライアンスに係るホットラインが設けられた場合は、併せてその通報状況及び通報内容を報告する体制を整備する。報告者、報告の受領者、報告時期等報告の方法については、取締役会と監査役会の協議により決定する。

#### 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は代表取締役と定期的に会合し、意見交換を行う。また、会計監査人である監査法人から会計監査に関して説明を受けるとともに、情報交換を行う等連携を図るものとする。

#### 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社(関係会社含む)は、反社会的勢力・団体・個人とは、一切係わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を「企業倫理ハンドブック」に定め、役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

買収の成否は最終的には株主が判断するものであるとの認識から、特に買収に対する防衛策は実施しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

投資評価体制の磨きこみ、ノウハウの強化を行い、将来における減損の発生リスクを最小化すると共に、内部監査室による当社及び子会社（関係会社含む）の内部監査、内部牽制を通して更にコーポレート・ガバナンスの実をあげることが重要であると考えております。

# 組織図

内部統制機能を運営する組織は、下記の図とおりとなります。

